現行 修正 (案)

### 1. 災害対策基本法の一部改正に伴う計画改定

### I 避難行動要支援者の個別避難計画の作成について

2-1-13 災害時要援護者支援体制の整備

2-1-13-1 要援護者への3つの支援類型

### 2-1-13-1-2 避難行動の支援

災害対策基本法では、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の配慮を要する者)のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と位置付け、市町村にこれらの者の把握に努めるとともに、避難支援等を実施するための基礎とする名簿の作成を義務付けている。

災害対策基本法において、この避難行動要支援者名簿は、災害時の支援に備えて、平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織などに提供 (条例規定又は本人同意が必要)でき、かつ災害時には本人同意なく避難支援に関わる者に提供できるとされており、平常時からの地域のつながりと支え合いを基礎に、災害時の支援 につなげることが企図されている。

2-1-13-3 避難行動要支援者への支援体制

#### 2-1-13-3-1 避難行動要支援者

災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿に次の者を登載する。

- ・要介護1又は2の認定を受けており、かつ独居の者
- ・要介護3、4又は5の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ・療育手帳 A の交付を受けている者
- ・生後6か月までの乳幼児

### 2-1-13-1-2 避難行動の支援

災害対策基本法では、要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他の配慮を要する者)のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と位置付け、市町村にこれらの者の把握に努めるとともに、避難支援等を実施するための基礎とする名簿の作成を義務付けている。

<u>また、避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者等をあらかじめ定める個別避難計画の作成については、作成</u>に努めるものとされている。

災害対策基本法において、この避難行動要支援者名簿は、災害時の支援に備えて、平常時から消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織などに提供 (条例規定又は本人同意が必要)でき、かつ災害時には本人同意なく避難支援に関わる者に 提供できるとされており、平常時からの地域のつながりと支え合いを基礎に、災害時の支援 につなげることが企図されている。

#### 2-1-13-3-1 避難行動要支援者

災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿に次の者を登載す 。

- ・要介護1又は2の認定を受けており、かつ独居の者
- ・要介護3、4又は5の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ・療育手帳 A の交付を受けている者
- ・生後6か月までの乳幼児

また、当該名簿に掲載された避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保する ため、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している介 護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等 が連携し、同法第49条の14に規定する個別避難計画を作成する。

### 2-1-13-3-4 個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確

災害予防対策-29

災害予防対策-31

災害予防対策-32

現行	修正 (案)	ページ
	保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者等をあらかじめ定める個別避難	
	計画の作成について、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の	
	避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同	
	<u>意を得て、個別避難計画を作成する。</u>	
Ⅱ 広域避難に関する事項について		
2-1-9 避難収容体制の整備		
	2-1-9-7 広域避難	
	2-1-9-7-1 広域避難の協議	災害予防対策-24
	市は、市域の広範囲にわたり災害が発生するおそれがある段階における広域避難の円滑な	
	実施を確保するため、広域避難の協議や居住者等の運送の要請ができるよう、府内市町村に	
	要請するときは当該市町村と直接被災者の受け入れについて協議し、府外市町村に要請する	
	ときは府と協議して他の都道府県及びその市町村との受け入れに係る協議を求める。	
	<u>2-1-9-7-2 広域避難の受け入れ</u>	
	市は、他の市町村又は府を通じて広域避難の受け入れにかかる要請を受けたときは、第二	
	総合運動場を主として、第一総合運動場武道館、市民体育館(スカイアリーナ)で受け入れ	
	<u>るものとする。</u>	
	ただし、本市域も災害の発生が予想され、広域避難時においてこれら施設を災害対策に使	
	用しているときは、使用していない災害対策活動拠点での受け入れを検討するなど、個別の	
	災害における状況を総合的に勘案し判断するものとし、受け入れが困難であるときは、要請	
	元にその旨を報告するものとする。	

災害予防対策-11

## 箕面市地域防災計画新旧対照表(主な改定箇所抜粋)

現行 修正 (案) ページ

## Ⅲ 避難勧告・指示を一本化し、避難情報のありかたを包括的に見直し

2-1-5 情報収集伝達体制の整備

2-1-5-3 災害広報体制の整備

2-1-5-3-1 広報体制の整備

### 2-1-5-3-1-4 警戒レベルの広報 風水害

風水害時においては、災害から身を守るために市民がとるべき行動について、国が「<u>避難</u> <u>勧告等</u>に関するガイドライン」(内閣府)で示す「警戒レベル」を用いて広報するものとする。

警戒	とるべき行動	避難情報	雨の情報	川の情報
レベル	C 2 (C 113)	处工关此1月 十以	NO VOIR TIX	/ I V / I 同 + K
1	最新情報に注意	_	早期注意情報	
2	避難方法を確認	_	大雨・洪水注意報	氾濫注意
3		避難準備・高齢者等避難開始	大雨・洪水警報	氾濫警戒
	高齢者など避難			
4		避難勧告/避難指示(緊急)	土砂災害警戒情報	氾濫危険
	全員避難			
5	命を守って!	災害発生情報	大雨特別警報	氾濫発生

- 3-4 安否確認、避難収容
- 3-4-2 風水害時の避難支援
- 3-4-2-1 避難<u>勧告等</u>の発令 風水害
- 3-4-2-1-1 避難勧告等の発令基準 風水害

〔土砂災害〕

発令の種類	本市の発令基準	対象エリア
	大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、	「2時間後予想」でCLを超過した
	各雨量観測所における土砂災害の危険	雨量観測所の系列グループに含ま
<u>避難準備・</u> <u>高齢者等</u>	度が「2時間後予想」で土砂災害発生危 険基準線(CL)を超過し、さらに降雨	れるハザードエリアを含む町丁目
<u>避難開始</u> 警戒レベル 3	が継続する場合	

### 2-1-5-3-1-4 警戒レベルの広報 風水害

風水害時においては、災害から身を守るために市民がとるべき行動について、国が「<u>避難</u> <u>情報</u>に関するガイドライン」(内閣府)で示す「警戒レベル」を用いて広報するものとする。

警戒	とるべき行動	避難情報	雨の情報	川の情報
1	最新情報に注意	_	早期注意情報	
2	避難方法を確認	_	大雨・洪水注意報	氾濫注意
3	危険な場所から	<u>高齢者等避難</u>	大雨・洪水警報	氾濫警戒
	高齢者など避難			
4	危険な場所から	<u>避難指示</u>	土砂災害警戒情報	氾濫危険
	全員避難			
5	命を守って!	緊急安全確保	大雨特別警報	氾濫発生

## 3-4-2-1 避難<u>情報</u>の発令 風水害 3-4-2-1-1 避難情報の発令基準 風水害

〔土砂災害〕

発令の種類	本市の発令基準		重 本市の発令基準 対象エリア		
	次	の①または②の場合			
		①大雨警報(土砂災害)が発表され、	<u>2時間先までに</u> CLを超過した雨		
		かつ、各雨量観測所における土砂災	量観測所の系列グループに含まれ		
		害の危険度が <u>2時間先までに</u> 土砂	るハザードエリアを含む町丁目		
古松老你`啦₩		災害発生危険基準線(CL)を超過			
高齢者等避難 警戒レベル3		し、さらに降雨が継続する場合			
		②大雨注意報が発表され、当該注意	降雨が予想される雨量観測所の系		
		報の中で、夜間から翌日早朝にかけ	<u>列グループに含まれるハザードエ</u>		
		て大雨警報 (土砂災害) (警戒レベル	<u>リアを含む町丁目</u>		
		3相当情報〔土砂災害〕) に切り替え			
		<u>る可能性が高い場合</u>			

災害応急対策-28

	現行					修正 (案)		ページ
次の①または②または③または④の場合								
	①大雨警報(土砂災害)が発表され、	<u>「1時間後予想」</u> でCLを超過した				①大雨警報(土砂災害)が発表され、	<u>1時間先までに</u> CLを超過した雨	
	かつ、各雨量観測所における土砂災	雨量観測所の系列グループに含ま			   かつ、各雨量観測所における土砂災	量観測所の系列グループに含まれ		
	害の危険度が <u>「1時間後予想」</u> で土	れるハザードエリアを含む町丁目			   害の危険度が <u>1時間先までに</u> 土砂災	るハザードエリアを含む町丁目		
	砂災害発生危険基準線(CL)を超					   害発生危険基準線 (CL) を超過し、		
	過し、さらに降雨が継続する場合				さらに降雨が継続する場合			
	②各雨量観測所における土砂災害の	「実況」でCLを超過した雨量観測			②各雨量観測所における土砂災害の	「実況」でCLを超過した雨量観測		
避難勧告	危険度が「実況」で土砂災害発生危	所の系列グループに含まれるハザ				危険度が「実況」で土砂災害発生危	所の系列グループに含まれるハザ	
警戒レベル4	険基準線 (CL) を超過したとき	ードエリアを含む町丁目				険基準線 (CL) を超過したとき	ードエリアを含む町丁目	
	③土壌雨量指数が「実況」で土砂災	<u>濃い紫色</u> になった判定メッシュに		) 114 HM/ LLC		③土壌雨量指数が「実況」で土砂災	<u>紫色</u> になった判定メッシュに含ま	
	害警戒情報発表レベルを超過した	含まれるハザードエリアを含む町		避難指示		害警戒情報発表レベルを超過した	れるハザードエリアを含む町丁目	
	(=判定メッシュが <u>濃い紫色</u> になっ	丁目		警戒レベル4		(=判定メッシュが <u>紫色</u> になった)		
	た) とき					とき		
	④大雨警報(土砂災害)が発表され	ハザードエリアを含む全町丁目				④大雨警報(土砂災害)が発表され	ハザードエリアを含む全町丁目	
	ている状況において「記録的短時間					ている状況において「記録的短時間		
	大雨情報」が発表されたとき					大雨情報」が発表されたとき		
	次の①または②の場合					⑤警戒レベル4避難指示の発令が必	ハザードエリアを含む全町丁目	
	①土砂災害警戒情報が発表され、か	濃い紫色になった判定メッシュに				要となる強い降雨を伴う前線や台風		
	つ、各雨量観測所における土砂災害	含まれるハザードエリアのうち、				等が、立退き避難が困難となる防風		
	の危険度が「実況」で土砂災害発生	「実況」でCLを超過した雨量観測				を伴い接近・通過することが予想さ		
	危険基準線 (CL) を越え、かつ、	所の系列グループに含まれるハザ				<u>れる場合</u>		
	土壌雨量指数が「実況」で土砂災害	<u>ードエリア内の家屋</u>			次	の①または②の場合		
避難指示	警戒情報発表レベルを超過した (=					①大雨特別警報(土砂災害)が発表	<u>黒色</u> になった判定メッシュに含ま	
_(緊急)_	判定メッシュが濃い紫色になった)					されたとき	れるハザードエリアのうち、「実況」	
警戒レベル4	<u>とき</u>			緊急安全確保			でCLを超過した雨量観測所の系	
	②土砂災害警戒情報が発表されてお	「2時間後予想」「1時間後予想」		整戒レベル5			列グループに含まれるハザードエ	
	り、さらに「記録的短時間大雨情報」	「実況」のいずれかでCLを超過し		善成レベル3			リア内の家屋	
	が発表されたとき	ている雨量観測所の系列グループ				②土砂災害の発生が確認されたと	新たに土砂災害が発生したハザー	
		に含まれるハザードエリア内の家				<u></u>	ドエリア内の家屋	
		屋						
災害発生情報	新たに土砂災害が発生したとき	新たに土砂災害が発生したハザー	=					
<u> </u>	(被害拡大のおそれがなくなるまでの	ドエリア内の家屋						
	間)							

ページ

# 箕面市地域防災計画新旧対照表(主な改定箇所抜粋)

	現行	
〔水害〕		
発令の種類	本市の発令基準	対象エリア
避難準備・	水位観測所での水位が、避難判断水位	当該河川の危険度 2(1/ <u>200 年</u> )以
高齢者等	に到達した場合	上の箇所を含む町丁目
避難開始		
警戒レベル3		
避難勧告	水位観測所での水位が、氾濫危険水位	当該河川の危険度 2(1/ <u>200 年</u> )以
警戒レベル4	に到達した場合	上のメッシュ内の家屋
避難指示	「避難所に避難」の対象世帯に対し、	当該河川の危険度 2(1/ <u>200 年</u> )以
(緊急)	避難勧告に重ねて強く避難所への避	上のメッシュ内の家屋
警戒レベル4	難を促す必要がある場合	
災害発生情報	現に溢水・越水または堤防の決壊が発	当該河川の危険度 2(1/200 年)以
警戒レベル5	生したとき	上のメッシュ内の家屋

なお、避難指示(緊急)は、必ずしも発令するものではなく、状況に応じて緊急的に、ま たは重ねて避難を促す場合などに発令するものである。

### 3-4-2-1-3 市民がとるべき避難行動

発令の種類	市民がとるべき避難行動
<u>避難準備・</u> <u>高齢者等</u> <u>避難開始</u> 警戒レベル 3	<ul> <li>・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所への避難を開始</li> <li>・その他避難所に避難を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始</li> <li>・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始</li> <li>・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始</li> </ul>
<u>避難勧告/</u> <u>避難指示</u> <u>(緊急)</u> 警戒レベル4	<ul> <li>・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所へ避難</li> <li>・「2階に避難」の対象世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難</li> <li>・「避難所に避難」の対象世帯の者で、避難所までの移動が危険な場合は、近隣の安全な場所に移動するなど、生命を守るための最低限の行動を実行</li> </ul>
<u>災害発生情報</u> 警戒レベル 5	・近隣の安全な場所に移動するなど、生命を守るための最低限の行動 を実行

## 〔水害〕

発令の種類	本市の発令基準	対象エリア
高齢者等避難	水位観測所での水位が、避難判断水位	当該河川の危険度 2 (1/ <u>1000 年</u> ) 以
警戒レベル3	に到達した場合	上の箇所を含む町丁目
避難指示	水位観測所での水位が、氾濫危険水位	当該河川の危険度 2 (1/ <u>1000 年</u> ) 以
警戒レベル4	に到達した場合	上のメッシュ内の家屋
	水位観測所での水位が、氾濫開始相当	当該河川の危険度 2 (1/ <u>1000 年</u> ) 以
	水位に到達した場合	上のメッシュ内の家屋
緊急安全確保	大雨特別警報(浸水害)が発表され	
警戒レベル5	た場合	
	現に溢水・越水または堤防の決壊が	
	発生したとき	

修正 (案)

なお、避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況であるため、災害リスクのある区域 等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市から必要と認める地域の必要 と認める居住者等に対して発令するものである。

### 3-4-2-1-3 市民がとるべき避難行動

発令の種類	市民がとるべき避難行動
	・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所への避難を開始
المالية مالية المالية	・その他避難所に避難を予定している者のうち、高齢者、障害者また
高齢者等避難	は小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始
警戒レベル3	・災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始
	・通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始
	・「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所へ避難
	・「2階に避難」の対象世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた
避難指示	場所に避難
警戒レベル4	・「避難所に避難」の対象世帯の者で、避難所までの移動が危険な場合
	は、近隣の <u>高く堅牢な建物</u> に移動するなど、生命を守るための最低
	限の行動を実行
By A - A - A - A	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
緊急安全確保	・直ちに生命を守るため、高所への移動、近傍の堅牢な建物への退避
警戒レベル5	その他の緊急に安全を確保する行動を実行

災害応急対策-30

### 2. 新型コロナウィルス感染症対策を踏まえた計画改定

### Ⅲ 避難勧告・指示を一本化し、避難情報のありかたを包括的に見直し

- 1 総則
- 1-1 目的と構成

#### 1-2 基本方針

市(行政)は、市民の命を守る責務を負っている。特に、多くの市民の命が重大な危機に さらされる災害に対して、予防対策、応急対策等を行うことにより、被害を最小化し、迅速 な回復を図る「減災」・「防災」は、最も基本的かつ重要な施策であることを肝に銘じ、市は、 自らの力で実施できる防災に全力で取り組む。

一方で、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災及び平成28年の熊本 地震の状況からも明らかなように、市全域に大きな被害が及ぶような大規模災害時において、 「行政にできることは有限である」という事実は厳然と存在する。市は、その事実を直視し、 真に災害に強いまちづくりを進める必要がある。

行政だけでは不可能でも、行政と市民一人ひとりが力を合わせて災害に対処することで、 「災害に強い箕面」を実現することができることを市民に真摯に伝え、「自らの身は自ら守る」 という市民の防災意識を高め、市民の取り組みを市が精いっぱい支える、行政と市民が一体 となった防災体制の構築をめざす。

(図略)

2-1-9-1 避難所の選定・整備

#### 2-1-9-1-2 避難所の機能整備

市は、最初に開設する避難所及び拡張して開設する避難所に食糧(アレルギー対応食を含む)、飲料水、生活物資、衛生用品及び発電機等を備蓄するとともに、貯水槽及びプール(これらの設備を備える避難所に限る)を耐震化し、飲料水及び生活用水のさらなる確保に努める。

併せて、避難所(学校施設の場合に限る)の体育館及び教室に空調設備を整備し、体育館の空調施設のためのプロパンガスについて常に一定残量を確保する。

また、災害時要援護者を含む多様な避難者が利用しやすいよう、避難所に福祉仕様のトイ

### 1-2 基本方針

市(行政)は、市民の命を守る責務を負っている。特に、多くの市民の命が重大な危機に さらされる災害に対して、予防対策、応急対策等を行うことにより、被害を最小化し、迅速 な回復を図る「減災」・「防災」は、最も基本的かつ重要な施策であることを肝に銘じ、市は、 自らの力で実施できる防災に全力で取り組む。

一方で、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災及び平成28年の熊本 地震の状況からも明らかなように、市全域に大きな被害が及ぶような大規模災害時において、 「行政にできることは有限である」という事実は厳然と存在する。市は、その事実を直視し、 真に災害に強いまちづくりを進める必要がある。<u>さらに、令和2年以降の新型コロナウイル</u> ス感染症の全国的な感染拡大を踏まえ、自宅が安全な場合の「在宅避難」や安全な親戚・知 人宅への「分散避難」のほか、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策の観点を取 り入れた防災対策を推進する必要がある。

行政だけでは不可能でも、行政と市民一人ひとりが力を合わせて災害に対処することで、 「災害に強い箕面」を実現することができることを市民に真摯に伝え、「自らの身は自ら守る」 という市民の防災意識を高め、市民の取り組みを市が精いっぱい支える、行政と市民が一体 となった防災体制の構築をめざす。

#### 2-1-9-1-2 避難所の機能整備

市は、最初に開設する避難所及び拡張して開設する避難所に食糧(アレルギー対応食を含む)、飲料水、生活物資、衛生用品、発電機等の備蓄及び通信環境の整備に努めるとともに、 貯水槽及びプール(これらの設備を備える避難所に限る)を耐震化し、飲料水及び生活用水 のさらなる確保に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、平常時から、感染症患者が 発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局は連携して、発災時に円滑な 支援を実施できる体制の確保に努める。

併せて、避難所(学校施設の場合に限る)の体育館及び教室に空調設備を整備し、体育館の空調施設のためのプロパンガスについて常に一定残量を確保する。

また、災害時要援護者を含む多様な避難者が利用しやすいよう、避難所に福祉仕様のトイ

総則-2

災害予防対策-21

現行 修正(案) ページ レ及びスロープの整備(又は仮設スロープの配備)等を行う。 レ及びスロープの整備(又は仮設スロープの配備)等を行う。 3. 最近の施策の進展等を踏まえた計画改定 I 災害対応業務のデジタル化の推進 2-1-3 防災訓練及び防災研修の実施 2-1-3-6 防災に関する調査研究の推進等 2-1-3-6 防災に関する調査研究の推進等 災害予防対策-8 災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災計画を推進するため、災 災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災計画を推進するため、災 害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。 害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。 また、過去の災害の教訓を防災体制に活かすよう、各種資料の収集及び公開に努める。 また、過去の災害の教訓を防災体制に活かすよう、各種資料の収集及び公開に努める。 なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、 SNS の活用など、災害対応事務のデジタル化の推進に努める。 Ⅱ 浸水想定区域内の施設等の避難の確保等 2-3 災害予防対策の推進 2-3-3 水害予防対策の推進 2-3-3-2 水害軽減対策 2-3-3-2-3 浸水想定区域内の施設等への情報伝達 2-3-3-2-3 浸水想定区域内の施設等の避難の確保等 災害予防対策-47 本市において、浸水想定区域内には、府計画に定める「主として高齢者、障がい者、乳幼 市は、府計画に定める「避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施 児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円 設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要」な施設が、浸水想定 滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの」は存在していない。 区域内に立地する場合においては、当該施設に係る避難の確保に関する計画の作成や避難訓 練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。 災害情報の伝達については、一般市民への情報伝達手法に加え、市災害対策本部から各施 設に対し、避難に必要な情報を伝達する体制を整備する。 Ⅲ 応急仮設住宅の借上げ 3-7 被災者の生活支援 3-7-3 住宅の応急確保 3-7-3-3 応急仮設住宅の建設 3-7-3-3 公共住宅への一時入居 災害応急対策-40 府は、災害救助法に基づき、住宅が全壊または流失し、住宅を確保することができない者 応急仮設住宅の建設や民間賃貸住宅の借上げに時間を要する場合は、被災者の住宅を確保 に対し、応急仮設住宅を建設し、供与しようとするときは、その建設場所、建設戸数等につ するため、市営住宅等の空き家への一時入居措置を講じる。 いて市と十分に調整を行う。 府から委任があったときは、応急仮設住宅の建設及び供与を市が行う。

現行	修正(案)	ページ
3-7-3-4 公共住宅への一時入居 <u>応急仮設住宅の建設状況に応じ</u> 、被災者の住宅を確保するため、市営住宅等の空き家への 一時入居措置を講じる。	3-7-3-4 応急仮設住宅の借上げ 民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、応急仮設住宅の建設状況に応じ、民間賃貸住宅を借り上げて供与を行う。 3-7-3-5 応急仮設住宅の建設 府は、災害救助法に基づき、住宅が全壊または流失し、住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、供与しようとするときは、その建設場所、建設戸数等について市と十分に調整を行う。	災害応急対策-41
IV がれき処理における防災ボランティア、NPO 等との連携・協働の推進  3-8 社会環境の確保 3-8-2 廃棄物の処理  3-8-2-3 がれき処理 市は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。 がれきの適正な分別・処理・処分、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努めるとともに、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、市民および作業者の健康管理、安全管理に十分配慮する。 自らのごみ処理施設で処理できない場合等、必要に応じて、府、他自治体、関係団体等に応援を要請する。	府から委任があったときは、応急仮設住宅の建設及び供与を市が行う。  3-8-2-3 がれき処理 市は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。 がれきの適正な分別・処理・処分、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努め るとともに、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、市民および作業 者の健康管理、安全管理に十分配慮する。 自らのごみ処理施設で処理できない場合等、必要に応じて、府、他自治体、関係団体等に 応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合 には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容等の調整を行い、効率的に	災害応急対策-46
V 原子力災害に係る広域避難の受入れ 3-10 原子力災害時の応急対策	災害廃棄物等の処理に努める。 3-10-3 広域避難の受け入れ 3-10-3-1 関西圏における広域避難の受け入れ 福井県嶺南地域に立地する原子力施設において事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民を受け入れることとなっている。 大阪府では、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)でUPZと定める長浜市及び高島市の住民の広域避難を受け入れるものとされている。 本市は、大阪府からのマッチング割当により高島市からの住民の広域避難を受け入れるものとされている。	災害応急対策-53

災害応急対策-54

## 箕面市地域防災計画新旧対照表(主な改定箇所抜粋)

 現行
 修正(案)
 ページ

### 3-10-3-2 市の受け入れ

滋賀県から大阪府に対して広域避難の受け入れ要請があったときは、本市は大阪府からの協力要請に基づき、次の避難元地域(自治会区)の住民の広域避難を受け入れる。

避難元市	避難元地域	避難元地域(自治会区)				
高島市	旧マキノ町	蛭口区、辻区、森西区、沢区、箱館第2リッチランド町内会				

### 3-10-3-3 受け入れ施設

広域避難の受け入れ拠点施設は、第二総合運動場とする。

### VI 南海トラフ地震関連

### 3-11 東海地震に関連する情報に伴う対応

### 3-11-2 情報レベル

東海地震に関連する情報は、「東海地震に関連する調査情報」「東海地震注意情報」「東海地 震予知情報」の3種類がある。

危険度	<u>情報名</u>		<u>説明</u>
直	東海地震予知情報		東海地震が発生するおそれがあると認めら
	<u> </u>		れ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せら
	<u>(カラーレベル赤)</u>		<u>れた場合に発表される</u>
	<u>東海地震注意情報</u> <u>(カラーレベル黄)</u>		観測された現象が東海地震の前兆現象であ
			<u>る可能性が高まった場合に発表される</u>
			観測データに通常とは異なる変化が観測さ
	東海地震に関連する調査 情報(カラーレベル青)	<u>臨時</u>	れた場合に、その変化の原因についての調査
			<u>状況が発表される</u>
		定例	毎月定例の判定会で観測データを評価した
<u>低</u>		<u>作例</u>	<u>結果が発表される</u>

### 3-11 <u>東海地震及び南海トラフ地震</u>に関連する情報に伴う対応 3-11-2 情報レベル

平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、 東海地震にのみ着目した「東海地震に関連する情報」の運用は行われていない。 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説 情報」の2種類がある。

情報名	キーワード	情報発表条件
		観測された異常な現象が南海トラフ
	_(調査中)_	沿いの大規模な地震と関連するかど
		うか調査を開始した場合、または調
		<u> 査を継続している場合</u>
		巨大地震の発生に警戒が必要な場合
	(巨大地震警戒)	(南海トラフ沿いの想定震源域内の
南海トラフ地震臨時情報		プレート境界においてM8.0以上の地
(防災対応がとりやすいよう		震が発生したと評価した場合)
キーワードを付して情報発表)		巨大地震の発生に注意が必要な場合
4 クートを打して情報先表力		<u>(南海トラフ沿いの監視領域内にお</u>
	(巨大地震注意)	<u>ける M7.0 以上 M8.0 未満の地震や想</u>
		定震源域内のプレート境界における
		<u>通常と異なるゆっくりすべりが発生</u>
		したと評価した場合等)
	(細木処プ)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)
	<u>(調査終了)</u>	<u>のいずれにも当てはまらない現象と</u>

現行	修正(案)	ページ
2017	<ul> <li>評価した場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし、臨時情報を発表する場合を除く)</li> </ul>	
▼ 職員の配備レベル等  ② 災害予防対策  ② 災害予防対策  ② 1 防災体制の整備  ② 1 1 1 1 - 1 - 2 箕面市災害対策本部  ② 1 1 1 - 1 - 2 1 設置  災害対策基本法第23条の2に基づき、災害時又は災害発生のおそれがある場合に活動する組織で、市長が必要と判断したときに、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。ただし、震度4以上の地震が発生した場合及び東海地震注意情報又は予知情報が発表された場合には、自動的に設置するものとする。  なお、市長に事故あるときは、地方自治法の規定により置く市長職務代理者が本部の設置を判断する。	2-1-1-1-2-1 設置 災害対策基本法 <u>第23条の2の規定に基づき</u> 、災害時又は災害発生のおそれがある場合 活動する組織で、市長が必要と判断したときに、災害予防及び災害応急対策を実施するが に設置する。ただし、 <u>震度5弱</u> 以上の地震が発生した場合には、自動的に設置するもの る。 なお、市長に事故あるときは、地方自治法の規定により置く市長職務代理者が本部の記 を判断する。	こす
2-1-1-2 市の動員体制の整備 2-1-1-2-1 職員の配備レベル 市長は、災害規模に応じ、職員の配備を指令する。 配備レベルは次の3段階とし、配備の基準、配備人員等は、この計画に基づき作成する実動計画類においてあらかじめ定める。 (配備レベル) ・警戒配備:気象状況等により災害発生のおそれが予測されるとき・実動配備:小規模な災害が発生したとき、又はまさに発生しようとしているとき/(自動参集)市域において震度4の地震が発生したとき、又はまさに発生しようとしているとき・総員配備:市域の広い範囲に災害が発生しているとき、又はまさに発生しようとしてい	(配備レベル) ・警戒配備:気象状況等により災害発生のおそれが予測されるとき ・実動配備:小規模な災害が発生したとき、又はまさに発生しようとしているとき/動参集)市域において <u>震度5弱</u> の地震が発生したとき ・総員配備:市域の広い範囲に災害が発生しているとき、又はまさに発生しようとして	
るとき/(自動参集)市域において <u>震度5弱</u> 以上の地震が発生したとき/(自動参集) <u>東海地震注意情報又は予知情報が</u> 発表されたときなお、各配備レベルから次のレベルへの移行は、災害の状況に応じ段階的に行う。	るとき/(自動参集)市域において <u>震度5強</u> 以上の地震が発生したときなお、各配備レベルから次のレベルへの移行は、災害の状況に応じ段階的に行う。	

		箕面市地域防災計	画新旧文	対照表(主な改定箇所扱	<b>支粋</b> )	資料3
	現行			修正 (案)		ページ
	本制の確立 員配備体制	<b>準に基づき、必要な職員の配備を指令す</b>		<b>配備基準</b> ノくは市災害対策本部長は、以下の配備基準	≛に基づき、必要な職員の配備を指令す	災害応急対策-8
る。  配備レベル	配備時期	配備内容	る。	配備時期	配備内容	
警戒配備 実動配備	<ul> <li>・気象状況等により災害発生のおそれが 予測されるとき</li> <li>・市長もしくは本部長が当該配備を指令 したとき</li> <li>・小規模な災害が発生したとき、または まさに発生しようとしているとき</li> <li>・市域において<u>震度4</u>の地震が発生した とき(自動参集)</li> <li>・市長もしくは本部長が当該配備を指令</li> </ul>	体制	警戒配備	・気象状況等により災害発生のおそれが 予測されるとき ・市長もしくは本部長が当該配備を指令 したとき ・小規模な災害が発生したとき、または まさに発生しようとしているとき ・市域において震度5弱の地震が発生し たとき(自動参集) ・市長もしくは本部長が当該配備を指令	・情報収集活動を実施する体制 ・市災害対策本部が設置されると き、要員への連絡等を実施する 体制 小規模の災害応急対策を実施す る体制	
総員配備	したとき ・市域の広い範囲に災害が発生しているとき、またはまさに発生しようとしているとき ・市域において <u>震度5弱</u> 以上の地震が発生したとき(自動参集) ・東海地震注意情報または予知情報が発表されたとき	施する体制	総員配備	・市域の広い範囲に災害が発生しているとき、またはまさに発生しようとしているとき・市域において <u>震度5強</u> 以上の地震が発生したとき(自動参集)・市長もしくは本部長が当該配備を指令したとき		

### 3-1-2-3 配備指令の特例

### 3-1-2-3-1 自動参集 地震

したとき

配備指令の有無にかかわらず、市域において<u>震度4</u>の地震が発生したときは実動配備によりあらかじめ指名された職員が、<u>震度5弱</u>以上の地震が発生したときは総員配備により全職員が、定められた場所に、勤務時間中にあっては待機し、時間外にあっては参集する。

・市長もしくは本部長が当該配備を指令

### 3-1-2-3-1 自動参集 地震

配備指令の有無にかかわらず、市域において<u>震度5弱</u>の地震が発生したときは実動配備によりあらかじめ指名された職員が、<u>震度5強</u>以上の地震が発生したときは総員配備により全職員が、定められた場所に、勤務時間中にあっては待機し、時間外にあっては参集する。

### 災害応急対策-9

現行 修正 (案) ページ

## Ⅷ その他

### 3-7 災害対策活動拠点一覧

庁舎・施設名	想定用途	備考
豊川支所		
市役所第3別館	応援職員宿舎	
教育センター		
市民会館 (グリーンホール)	市職員仮眠室	指定管理
文化・交流センター		指定管理
東生涯学習センター	箕面警察署予備庁舎	
豊能広域こども急病センター		
萱野老人いこいの家		指定管理
桜ケ丘老人いこいの家		指定管理
桜ケ丘人権文化センター(ヒューマンズプラザ)		指定管理
西南生涯学習センター		
西南図書館		
第一総合運動場 武道館	緊急消防援助隊駐留拠点	指定管理
第一総合運動場 野球場		
第二総合運動場	※グラウンドはヘリポート	指定管理
市民体育館 (スカイアリーナ)	遺体安置所(大規模)	指定管理
萱野中央人権文化センター(らいとぴあ21)		指定管理
桜ケ丘保育所		
萱野保育所		
稲保育所		
東保育所		
かやの幼稚園		
せいなん幼稚園		
なか幼稚園		
とよかわみなみ幼稚園		
コミュニティセンター北小会館	ボランティア宿舎	指定管理
コミュニティセンター南小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター箕面小会館	ボランティア宿舎	

## 3-7 災害対策活動拠点一覧

庁舎・施設名	想定用途	備考
豊川支所		
市役所本庁舎駐車場	防災・災害対策活動拠点	
市民会館	市職員仮眠室	指定管理
箕面文化・交流センター		指定管理
東生涯学習センター	箕面警察署予備庁舎	
豊能広域こども急病センター		
萱野老人いこいの家		指定管理
桜ケ丘老人いこいの家		指定管理
桜ケ丘人権文化センター (ヒューマンズプラザ)		指定管理
西南生涯学習センター		
西南図書館		
第一総合運動場 武道館	緊急消防援助隊駐留拠点	指定管理
第一総合運動場 野球場		
第二総合運動場 グラウンド	<u>ヘリポート</u>	指定管理
第二総合運動場 体育館	原子力災害広域避難拠点	指定管理
市民体育館 (スカイアリーナ)	遺体安置所(大規模)	指定管理
萱野中央人権文化センター(らいとぴあ21)		指定管理
桜ケ丘保育所		
萱野保育所		
稲保育所		
東保育所		
かやの幼稚園		
せいなん幼稚園		
なか幼稚園		
とよかわみなみ幼稚園		
コミュニティセンター北小会館	ボランティア等宿舎	指定管理
コミュニティセンター南小会館	ボランティア等宿舎	指定管理
コミュニティセンター箕面小会館	ボランティア等宿舎	指定管理

資料編-26

ページ

## 箕面市地域防災計画新旧対照表(主な改定箇所抜粋)

	現行	
コミュニティセンター豊川北小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター萱野小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター豊川南小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター西小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター萱野東小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター西南小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター東小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター中小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター萱野北小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター彩都の丘会館	ボランティア宿舎	
聖苑	遺体安置所(小規模)	指定管理
小野原多世代交流センター		指定管理
小野原多文化交流センター	国際交流協会活動拠点	指定管理
稲ふれあいセンター		指定管理

2-1-9-3 避難地、避難路の選定

#### 2-1-9-3-2 避難路

避難路は、幅員16メートル以上の道路とする。

また、幅員10メートル以上16メートル未満の道路 $\epsilon$ 、細街路から避難路に至るまでに通る比較的安全な道路として、<u>準避難路</u>に指定する。

さらに、土砂災害警戒区域等から<u>避難路、準避難路又は最初に開設する避難所までの経路</u> <u>を準避難路</u>に指定する。

#### 指定管理 コミュニティセンター豊川北小会館 ボランティア等宿舎 コミュニティセンター萱野小会館 ボランティア等宿舎 指定管理 コミュニティセンター豊川南小会館 ボランティア等宿舎 指定管理 コミュニティセンター西小会館 ボランティア等宿舎 指定管理 コミュニティセンター萱野東小会館 ボランティア等宿舎 指定管理 コミュニティセンター西南小会館 ボランティア等宿舎 指定管理 ボランティア等宿舎 指定管理 コミュニティセンター東小会館 コミュニティセンター中小会館 ボランティア等宿舎 指定管理 コミュニティセンター萱野北小会館 ボランティア等宿舎 指定管理 コミュニティセンター彩都の丘会館 ボランティア等宿舎 指定管理 遺体安置所 (小規模) 指定管理 聖苑 小野原多世代地域交流センター 指定管理 小野原多文化交流センター 国際交流協会活動拠点 指定管理 稲ふれあいセンター 指定管理 船場生涯学習センター 指定管理 防災活動空地 箕面駅前ロータリー

修正 (案)

### 2-1-9-3-2 避難路

避難路は、幅員16メートル以上の道路及び幅員10メートル以上16メートル未満の<u>道</u> 路のうち、細街路から広域避難地等に至るまでに通る比較的安全な道路とする。

<u>また、</u>土砂災害警戒区域等から<u>最初に開設する避難所までの経路で、当該区域から最短の</u> ルートで区域外に達する経路についても避難路に指定する。 災害予防対策-22